

9月、10月は「行政相談月間」です！

～行政に関する困りごとはありませんか～

行政相談は、役所の仕事や手続などに関して困っていることについて、住民の皆さんの御相談に応じ、解決を図る仕組みです。

総務省は、行政相談制度がより広く皆さんに御利用いただけるよう、昨年度から、9月及び10月の2か月間を「行政相談月間」と定め、全国一斉に様々な活動を展開しています。

また、東北管区行政評価局では、行政相談月間行事の一環として、次のとおり「行政困りごと特設相談所」を開設いたします。

御不明な点は、同局（TEL:022-262-7839）にお問い合わせください。

日 時	令和7年9月29日（月）10時～15時（予定）
会 場	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 （A E R 28 階 仙台市青葉区中央1-3-1）
内 容	住民からの困りごとへの相談対応 （仙台国税局、仙台弁護士会、宮城県司法書士会、宮城県社会保険労務士会、宮城県土地家屋調査士会、行政相談委員、東北管区行政評価局）（予定）

なお、行政相談は、[総務省行政相談センター きくみみ宮城](#)
(TEL:0570-090110) において随時受け付けております。

きくみみ宮城



総務省行政相談センター

行政相談マスコット
キクーン



東北管区行政評価局
ウェブサイト